

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構財務会計業務の委任に関する規程

平成18年4月1日  
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-2号  
平成18年9月1日  
一部改正  
平成18年10月1日  
一部改正  
平成19年4月1日  
一部改正  
平成20年12月26日  
一部改正  
平成21年3月30日  
一部改正  
平成22年4月1日  
一部改正  
平成24年4月1日  
一部改正  
平成25年4月1日  
一部改正  
令和3年4月1日  
一部改正  
令和4年4月1日  
一部改正

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲
- 第3条 定義
- 第4条 財務会計業務の委任
- 第5条 予算業務の委任
- 第6条 契約業務の委任
- 第7条 出納業務の委任
- 第8条 資金管理業務の委任
- 第9条 資産管理業務の委任
- 第10条 決算業務の委任
- 第11条 業務権限の委譲の変更
- 第12条 業務代行の原則

第13条 結果に対する報告義務

第14条 実施規定

第15条 改廃

附 則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する業務の委任事項について明らかにするとともに、機構の財務及び会計業務に関する事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（以下「会計規程」という。）及びその他の会計諸規則に規定する機構の財務及び会計業務の委任についての必要な事項に関しては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 上位の者とは、組織上本給の上の者をいい、下位の者とは組織上本給の下の者をいう。
- 二 決裁とは、与えられた業務を遂行するにあたって、自らの判断と責任において最終的に決める行為をいう。
- 三 報告とは、下位の者が上位の者に対し、業務遂行状況をその都度又は定期的に通知すること及び業務執行の結果について上位の者が下位の者に説明を求める行為をいう。

(財務会計業務の委任)

第4条 理事長は、財務会計業務全般にかかる業務又はこの規程において自ら実施する規定のある業務以外について、会計規程第6条第4項の規定に基づき、会計規程第7条から第11条に規定する「会計業務責任者」に対し、各会計業務の一部を委任する。

- 2 経理責任者及び出納責任者、監督業務を担当する職員及び検査業務を担当する職員は、特に定めがある場合を除いて兼ねることができない。

(予算業務の委任)

第5条 会計規程第7条第3項に規定する予算単位及び予算責任者並びに予算業務の委任については、別表1のとおりとする。

- 2 理事長は、前項の規定に定める予算業務について、別表1のとおりに決裁・報告等の権限（以下「業務権限」という。）を別の者に委譲することができる。
- 3 予算責任者は、会計規程第7条第4項の規定に基づき、第1項の規定に定める予算業務について、別表1のとおりに業務権限を委譲することができる。予算責任者が業務権限を委譲する場合又は業務権限の委譲を受けた者を変更する場合には、予算責任者は、業務権限を委譲した業務及び受任者を理事長に報告（別紙様式）しなければならない。

（契約業務の委任）

第6条 会計規程第8条第2項に規定する契約責任者及び契約業務の委任については、別表2のとおりとする。

- 2 理事長は、前項の規定に定める契約業務について、別表2のとおりに業務権限を別の者に委譲することができる。
- 3 契約責任者は、会計規程第8条第3項の規定に基づき、第1項の規定に定める契約業務について、別表2のとおりに業務権限を委譲することができる。契約責任者が業務権限を委譲する場合又は業務権限の委譲を受けた者を変更する場合には、契約責任者は、業務権限を委譲した業務及び受任者を理事長に報告（別紙様式）しなければならない。

（出納業務の委任）

第7条 会計規程第9条第1項に規定する経理責任者及び経理責任者が行う業務については、別表3のとおりとする。

- 2 経理責任者は、会計規程第9条第3項の規定に基づき、前項の規定に定める出納業務について、別表3のとおりに業務権限を委譲することができる。業務権限の委譲を受けた者を変更する場合には、経理責任者は、業務権限を委譲した業務及び受任者を理事長に報告（別紙様式）しなければならない。
- 3 会計規程第10条第1項に規定する出納責任者及び出納責任者が行う金銭の出納業務については、別表4のとおりとする。
- 4 出納責任者は、会計規程第10条第3項の規定に基づき、前項の規定に定める出納業務について、別表4のとおりに業務権限を委譲することができる。業務権限の委譲を受けた者を変更する場合には、出納責任者は、業務権限を委譲した業務及び受任者を理事長に報告（別紙様式）しなければならない。

（資金管理業務の委任）

第8条 会計規程第9条第2項に規定する資金管理業務及び同条第3項に規定する資金管理業務の委任については、別表5のとおりとする。

（資産管理業務の委任）

第9条 会計規程第11条第1項に規定する資産管理責任者及び資産管理責任者が行う業務については、別表6のとおりとする。

- 2 理事長は、前項の規定に定める資産管理業務について、別表6のとおりに業務権限を別の者に委譲することができる。
- 3 資産管理責任者は、会計規程第11条第2項の規定に基づき、第1項の規定に定める資産管理業務について、別表6のとおりに業務権限を委譲することができる。資産管理責任者が業務権限を委譲する場合又は業務権限の委譲を受けた者を変更する場合には、資産管理責任者は、業務権限を委譲した業務及び受任者を理事長に報告（別紙様式）しなければならない。

（決算業務の委任）

第10条 会計規程第9条第2項に規定する決算業務については、別表7のとおりとする。

- 2 経理責任者は、会計規程第9条第3項の規定に基づき、前項の規定に定める決算業務について、別表7のとおりに業務権限を委譲することができる。業務権限の委譲を受けた者を変更する場合には、経理責任者は、業務権限を委譲した業務及び受任者を理事長に報告（別紙様式）しなければならない。

（業務権限の委譲の変更）

第11条 業務権限を委譲した業務及び受任者を変更した場合には、第4条から第6条及び第8条並びに第9条の手續に準じる。

（業務代行の原則）

第12条 第5条から第10条の規定により業務を委任された者が、事故その他の事由によりその業務を遂行し得ない場合には、予め定められた代理者があるものを除き、原則として当該直属の上位の者が、その業務を遂行し権限を行使する。

（結果に対する報告義務）

第13条 第5条から第10条の規定により業務を委任された者は、自己の業務を遂行し、又は権限を行使した結果を、適宜、委譲者に報告しなければならない。

（実施規定）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、財務部長が定める。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年12月26日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

1. 予算業務の委任

別表 1

受任者(予算責任者)	予算単位	事務の範囲	価額	委譲・変更手続	
各予算責任者	機 構	基準に基づく下位の規程		—	
財務部長	国立オリンピック記念青少年総合センター	会計規程第13条第2項に規定する予算執行計画書の作成		—	
		会計規程第14条に規定する予算の執行状況報告			
		会計規程第15条に規定する予算の補正(追加・変更)申請			
		会計規程第15条に規定する予算の補正(流用)申請[人件費、事業費、管理運営経費の支出予算科目間]			
		会計規程第16条に規定する予算の繰越申請			
		会計規程第17条に規定する予算の執行結果に関する報告			
各地方施設所長 財務部長	各地方施設本部	会計規程第13条第2項に規定する予算執行計画書の作成		—	
		会計規程第14条に規定する予算の執行状況報告			
		会計規程第15条に規定する予算の補正(追加・変更)申請			
		会計規程第15条に規定する予算の補正(流用)申請[人件費、事業費、管理運営経費の支出予算科目間]			
		会計規程第16条に規定する予算の繰越申請			
		会計規程第17条に規定する予算の執行結果に関する報告			
財務部長	機 構	下位規則・基準の改廃		—	
		会計規程第14条に規定する予算の執行状況調査・指示			様式により財務部長が委譲報告
		会計規程第15条に規定する予算の補正(流用)の通知、振替			
本部各部長 オリンピックセンター運営部長	本部 国立オリンピック記念青少年総合センター	会計規程第14条に規定する予算の執行状況報告(助成金及び旅費・謝金)		—	
		会計規程第15条に規定する予算の補正(追加・変更)申請(助成金及び旅費・謝金)			
青少年教育研究センター副センター長	青少年教育研究センター	会計規程第15条に規定する予算の補正(流用)申請(助成金及び旅費・謝金)			
		会計規程第16条に規定する予算の繰越申請(助成金及び旅費・謝金)			
		会計規程第17条に規定する予算の執行結果に関する報告(助成金及び旅費・謝金)			

1. 予算業務の委任

別表 1

受任者(予算責任者)	予算単位	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務課長  財務課長  各地方施設次長	本部各課  国立オリンピック記念青少年総合センター  各地方施設	会計規程第14条に規定する予算の執行		様式により予算責任者が委譲・変更報告
本部各課長  オリンピックセンター運営部業務課長	本部各課  国立オリンピック記念青少年総合センター	会計規程第14条に規定する予算の執行(助成金及び旅費・謝金)		

## 2. 契約業務の委任

別表2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務担当理事	機 構	会計規程第24条に規定する政府調達契約に関する事務 (重要な財産の増減に係る契約を除く)		—
		事業以外の補助金等交付申請、保険契約、人件費に関わる契約に関する事務 【理事長代理人 契約責任者名義】	金額問わず	—
		会計規程第19条に規定する契約に関する事務【理事長代理人 契約責任者名義】 (重要な財産の増減に係る契約を除く)	1,000万円超	—
		機構一括調達【理事長代理人 契約責任者名義】	金額問わず (財務担当理事が個別に指定)	—
		会計規程第23条第1項に規定する監督業務のうち、工事請負及び施設整備の調達 以外の監督業務	500万円超	—
		機構一括調達の監督業務		—
	本 部	会計規程第23条第1項に規定する監督業務のうち、工事請負及び施設整備の調達 以外の監督業務	500万円以下	—
		会計規程第23条第1項に規定する監督業務のうち、工事請負及び施設整備の調達 の専門的知識が必要なもの等の監督業務(個別指定様式により契約責任者が委譲・ 変更報告)	金額問わず	個別指定様式により 契約責任者が委譲・ 変更報告
		会計規程第23条第1項に規定する監督業務のうち、工事請負及び施設整備以外の 専門的知識が必要なもの等の監督業務		—
		会計規程第23条第2項に規定する検査業務のうち、専門的知識が必要なもの等の 検査業務(個別指定様式により契約責任者が委譲・変更報告)		個別指定様式により 契約責任者が委譲・ 変更報告

2. 契約業務の委任

別表2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
各地方施設所長	各地方施設	官報等公告・公示伺【理事長名義】(個別に掲載する場合)		—
		会計規程第19条に規定する契約に関する事務(入札を実施する場合)【理事長代理人 契約責任者 名義】	100万円以下 (物品の借り入れについては年額又は総額が80万円以下、財産の売り払いについては50万円以下、物件の貸付については年額又は総額が30万円以下)	—
各地方施設所長	各地方施設	会計規程第19条に規定する契約に関する事務(入札の実施なし)【理事長代理人 契約責任者 名義】	50万円超～100万円以下 (物品の借り入れについては年額又は総額が50万円超～80万円以下)	様式により契約責任者が委譲・変更報告
		会計規程第19条に規定する契約に関する事務のうち、青少年教育事業(受託・委託など)【理事長代理人 契約責任者名義】に関する事務		—
		会計規程第23条第1項に規定する監督業務のうち、専門的知識が必要なもの等の監督業務(個別指定様式により契約責任者が委譲・変更報告)	金額問わず	個別指定様式により契約責任者が委譲・変更報告
		会計規程第23条第2項に規定する検査業務のうち、専門的知識が必要なもの等の検査業務(個別指定様式により契約責任者が委譲・変更報告)		個別指定様式により契約責任者が委譲・変更報告

## 2. 契約業務の委任

別表2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務部長	機 構	下位規則・基準の改廃		—
		官報等公告・公示伺【理事長名義】		様式により契約責任者が委譲・変更報告
		会計規程第19条に規定する契約に関する事務【理事長代理人 財務担当理事 名義】	100万円超～1,000万円以下 (物品の借り入れについては年額又は総額で80万円超～1,000万円以下、財産の売り払いについては50万円超～1,000万円以下、物件の貸付については30万円超～1,000万円以下)	様式により契約責任者が委譲・変更報告
		会計規程第24条に規定する政府調達之苦情処理		様式により契約責任者が委譲報告
	本 部	会計規程第19条に規定する契約に関する事務(入札を実施する場合)【理事長代理人 財務担当理事 名義】	100万円以下 (物品の借り入れについては年額又は総額が80万円以下、財産の売り払いについては50万円以下、物件の貸付については年額又は総額が30万円以下)	様式により契約責任者が委譲・変更報告

## 2. 契約業務の委任

別表2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
総務企画課長	機 構	契約印の保管管理		公印規程に基づき、 様式により契約責任 者が委譲・変更報告
	本 部			
財務課長	機 構	会計規程第23条第2項に規定する検査業務のうち工事請負及び施設整備の調達 以外の検査業務	500万円超、機構一括調達	様式により契約責任 者が委譲・変更報告
	機 構	入札実施者・仕様等説明者(入札を実施する場合)		様式により契約責任 者が委譲・変更報告
	本 部 国立オリンピック記念青少 年総合センター			
	機 構	会計規程第24条に規定する政府調達以外の苦情処理		様式により契約責任 者が委譲・変更報告
	本 部 国立オリンピック記念青少 年総合センター			
	本 部	会計規程第19条に規定する契約のうち、工事請負及び施設整備の調達以外の契 約に関する事務(入札の実施なし)	100万円以下 (物品の借り入れについては 年額又は総額が80万円以 下、財産の売り払いについ ては50万円以下、物件の貸付 については年額又は総額30 万円以下)	様式により契約責任 者が委譲・変更報告
国立オリンピック記念青少 年総合センター	会計規程第19条に規定する契約のうち、工事請負及び施設整備以外の契約に関 する事務(入札の実施なし)	100万円以下 (物品の借り入れについては 年額又は総額が80万円以 下、財産の売り払いについ ては50万円以下、物件の貸付 については年額又は総額が3 0万円以下)	様式により契約責任 者が委譲・変更報告	

## 2. 契約業務の委任

別表2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
オリンピックセンター運営部 業務課長	国立オリンピック記念青少年総合センター	契約印の保管管理		公印規程に基づき、 様式により契約責任 者が委譲・変更報告
各地方施設次長	各地方施設	会計規程第19条に規定する契約に関する事務(入札の実施なし)	50万円以下(物件の貸付に ついては年額又は総額が30 万円以下)	様式により契約責任 者が委譲・変更報告
		入札実施者・仕様等説明者		様式により契約責任 者が委譲・変更報告
		契約印の保管管理		公印規程に基づき、 様式により契約責任 者が委譲・変更報告
		会計規程第24条に規定する政府調達以外の苦情処理		—
		会計規程第23条第2項に規定する検査業務		様式により契約責任 者が委譲・変更報告
施設管理課長	機 構	会計規程第23条第2項に規定する検査業務のうち、工事請負及び施設整備の調達の検査業務	500万円超、機構一括調達	様式により契約責任 者が委譲・変更報告
	本 部 国立オリンピック記念青少年総合センター	会計規程第19条に規定する契約のうち、工事請負及び施設整備の調達の契約に関する事務(入札の実施なし)	100万円以下	様式により契約責任 者が委譲・変更報告
	機 構	工事請負及び施設整備の調達の入札実施者・仕様等説明者(入札を実施する場合)		様式により契約責任 者が委譲・変更報告

## 2. 契約業務の委任

別表2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
施設管理課長	本部 国立オリンピック記念青少年総合センター	工事請負及び施設整備の調達の入札実施者・仕様等説明者(入札を実施する場合)		様式により契約責任者が委譲・変更報告
施設企画係長 施設整備係長 技術専門職	機構	会計規程第23条第1項に規定する監督業務のうち、工事請負及び施設整備の調達の監督業務	500万円超、機構一括調達	—
	本部		500万円以下	
調達係長	本部 国立オリンピック記念青少年総合センター	会計規程第23条第2項に規定する検査業務のうち、工事請負及び施設整備の調達の検査業務	500万円以下	様式により契約責任者が委譲・変更報告
	本部 国立オリンピック記念青少年総合センター	会計規程第23条第2項に規定する検査業務のうち、工事請負及び施設整備の調達以外の検査業務	500万円以下	様式により契約責任者が委譲・変更報告
施設企画係長 各地方施設事業支援室長又は管理担当係長	国立オリンピック記念青少年総合センター 各地方施設	会計規程第23条第1項に規定する監督業務		—

## 2. 契約業務の委任

別表 2-2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
各地方施設所長	各地方施設	独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第5(2)による特別単価での謝金支給伺		—
		独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費等支出取扱基準第8(1)による理事長承認が必要な会議費等支出伺【伺名義:会議費等支給基準による部門の長】		—
財務部長	機 構	独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第4(1)において、別に定める統一単価の変更		—
		独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準の改廃		
		独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第5(2)による謝金の特別単価の決裁		—
		独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費支出取扱基準の改廃・単価の変更		
	独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費等支出取扱基準第8(1)による理事長承認が必要な会議費支出伺の決裁			
	財務部	財務部	独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第5(2)による特別単価での謝金支給伺	
独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費等支出取扱基準第8(1)による理事長承認が必要な会議費等支出伺【伺名義:会議費等支給基準による部門の長】				様式により契約責任者が委譲・変更報告

2. 契約業務の委任

別表 2-2

受任者(契約責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
総務企画部長 教育事業部長 子どもゆめ基金部長 青少年教育研究センター副センター長 オリンピックセンター運営部長 国民運動等推進室長 経営企画調整室長 監査室長	総務企画部 教育事業部 子どもゆめ基金部 青少年教育研究センター 国立オリンピック記念青少年総合センター 国民運動等推進室 経営企画調整室 監査室	独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第5(2)による特別単価での謝金支給伺		様式により契約責任者が委譲・変更報告
		独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費等支出取扱基準第8(1)による理事長承認が必要な会議費等支出伺【同名義:会議費等支給基準による部門の長】		様式により契約責任者が委譲・変更報告
本部各課長 国立オリンピック記念青少年総合センター業務課長 各地方施設次長	本部 国立オリンピック記念青少年総合センター 各地方施設	独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第5(1)による統一単価での謝金支給伺		様式により契約責任者が委譲・変更報告
		独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準第7による謝金支給報告書 決裁		様式により契約責任者が委譲・変更報告
		独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費等支出取扱基準第8(1)による理事長承認が必要な会議費等支出伺以外の会議費等支出伺		様式により契約責任者が委譲・変更報告
		独立行政法人国立青少年教育振興機構会議費等支出取扱基準第10による会議費等支出報告書 決裁		様式により契約責任者が委譲・変更報告

## 3. 出納業務の委任

別表 3

受任者(経理責任者)	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
各地方施設所長	請求書の発行手続【施設使用料金等規程、事業参加料等に関する規程に定めるもの及び光熱水等負担分】【所長名義】(各地方施設)		—
	会計規程第33条の規定による債務の確認(支出決議)(各地方施設)		—
	会計規程第35条第1項の規程による立替払の承認(各地方施設)		—
	会計規程第35条第1項の規定による立替払請求の受付(各地方施設)		様式により経理責任者が委譲・変更報告
	前渡資金取扱者の指定、前渡資金の請求受け・交付の通知・報告受け		
財務部長	下位規則・基準の改廃		—
	印章の押印に関すること		—
	銀行口座の開設又は廃止		個別指定様式により経理責任者が委譲・変更報告
	会計規程第29条第1項の規程による請求書の発行手続		—
	会計規程第29条第1項の規程による債権の発生・消滅(債権管理台帳への記帳以外)		—
	会計規程第29条第2項の規程による催促		—
	会計規程第31条第1項の規程による債権の放棄・変更		—
	延滞金の徴収		—
	会計規程第33条の規定による債務の確認(支出決議以外)		—
	会計規程第33条の規定による債務の確認(支出決議)		—
	会計規程第33条の規定による債務の消滅		—
	収納金の返還		—
	会計規程第35条第1項の規定による立替払の承認(本部)		—
	小口現金の設定・廃止・変更		—
前渡資金取扱者の指定、前渡資金の請求受け・交付の通知・報告受け(本部)		—	

## 3. 出納業務の委任

別表3

受任者(経理責任者)	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務課長	印章の保管及び印章管理台帳に関すること		—
	会計規程第27条第2項の規定による銀行口座の開設又は廃止		—
	法人カードの交付・返却		—
	会計規程第29条第1項の規定による債権管理台帳へ記帳する債権の発生・消滅		—
	代理受領の承認		様式により経理責任者が委譲・変更報告
	会計規程第35条第1項の規定による立替払請求の受付(本部)		様式により経理責任者が委譲・変更報告
	会計規程第35条第1項の規定による前払金仮払金要求・精算報告受け		様式により経理責任者が委譲・変更報告
出納担当者	法人カード申請・利用報告受け		様式により経理責任者が委譲・変更報告
	会計規程第27条第2項の規定による銀行口座の開設又は廃止		—
	法人カードの交付・返却		—

3. 出納業務の委任

別表 4

受任者(経理責任者・ 出納責任者)	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務部長	会計規程第36条第2項の規定による金銭の過不足のおそれ等の報告(金銭過不足報告書)受け		—
	会計規程第36条第2項の規定による亡失等の報告		—
財務課長	会計規程第32条の規定による現金・預金通帳の保管管理、印章管理台帳		—
	会計規程第28条第1項の規定による現金の出納手続		
	現金出納簿・預金出納簿の管理		
	会計規程第32条第2項の規定による有価証券等の保管管理		
	有価証券台帳の管理		
	小切手の振出・保管管理		
	現金預金残高の報告書の作成		
出納担当者 総務企画 課長 出納担当者 財務課長 出納担当者 助成課長 出納担当者 出納係長	現金の受領・送金手続(募金など)(本部)		様式により出納責任者が委譲・変更報告
	現金受払簿の管理(本部)		
	現金預金残高の報告書の作成(本部)		
	会計規程第30条第2項の規定による未使用の領収書の保管管理(本部)		
	会計規程第30条第1項の規定による領収書の発行手続(本部)		
	小口現金・通帳・印章の保管管理(本部)		
	小口現金の出納手続(本部)		
	小口現金受払簿の管理(本部)		
会計規程第34条第2項の規定による領収書の徴収			
会計規程第36条第2項の規定による金銭の過不足のおそれ等(金銭過不足報告書)の報告			

3. 出納業務の委任

別表 4

受任者(経理責任者・ 出納責任者)	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
出納担当者 出納係長	現金の受領・送金手続(募金など)(国立オリンピック記念青少年総合センター)		様式により出納責任者が委譲・変更報告
	現金受払簿の管理(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	現金預金残高の報告書の作成(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	会計規程第30条第2項の規定による未使用の領収書の保管管理(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	会計規程第30条第1項の規定による領収書の発行手続(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	小口現金・通帳・印章の保管管理(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	小口現金の出納手続(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	小口現金受払簿の管理(国立オリンピック記念青少年総合センター)		
	会計規程第34条第2項の規定による領収書の徴収		
	会計規程第36条第2項の規定による金銭の過不足のおそれ等(金銭過不足報告書)の報告		
出納担当者 各地方施設次長	現金の受領・送金手続(募金など)(各地方施設)		様式により出納責任者が委譲・変更報告
	現金受払簿の管理(各地方施設)		
	現金預金残高の報告書の作成(各地方施設)		
	会計規程第30条第2項の規定による未使用の領収書の保管管理(各地方施設)		
	会計規程第30条第1項の規定による領収書の発行手続(各地方施設)		
	小口現金・通帳・印章の保管管理(各地方施設)		
	小口現金の出納手続(各地方施設)		
	小口現金受払簿の管理(各地方施設)		
	会計規程第34条第2項の規定による領収書の徴収		
	会計規程第36条第2項の規定による金銭の過不足のおそれ等(金銭過不足報告書)の報告		
前渡資金取扱者	会計規程第34条第2項の規定による領収書の徴収		—
	会計規程第36条第2項の規定による金銭の過不足のおそれ等(金銭過不足報告書)の報告		—

## 4. 資金管理業務の委任

別表 5

受任者(経理責任者)	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
国立オリンピック記念青少年総合センター所長 各地方施設所長	寄附金の受入の決定・寄附金の受入通知・受領書の送付 寄附金の使途変更・移替		—
財務部長	資金計画の作成(四半期)		—
	他の経理責任者の事務の範囲以外の資金管理業務		—
	理事長への重要事項の報告		—
財務課長	資金運用等に関連する事務手続		—

## 5. 資産管理業務の委任

別表 6

受任者(資産管理責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
国立オリンピック記念青少年総合センター所長	国立オリンピック記念青少年総合センター	棚卸資産の滅失、破損、盗難の報告		-
各地方施設所長	各地方施設	重要な財産以外の固定資産及び少額備品の貸付・借上【運用】		-
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の所属替【運用】		
		重要な財産以外の固定資産の購入、交換受、(寄附除く)【取得】	調達が50万円超	
		修繕(物品等の修理のみ)【維持保全】	調達が500万円超	-
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の売却、廃棄、交換出、資産の減、(贈与を除く)【処分】		
		重要な財産以外の少額備品の寄附受【取得】		-
		重要な財産以外の修繕(工事のみ(資産の増、資産の減も含む)、物品等の修理)【維持保全】	調達が50万円超500万円以下	
		減損会計・減価償却等固定資産会計に関連して必要な情報等の経理責任者への報告		-
		重要な財産の滅失、破損、盗難の報告		-
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の滅失、破損、盗難の報告		
		固定資産の実査及び管理台帳との差異の報告		
		棚卸の評価に関連して必要な情報等の経理責任者への報告 ・棚卸報告書		
		棚卸資産の本部資産管理責任者への報告事項		
棚卸資産の滅失、破損、盗難の報告				

## 5. 資産管理業務の委任

別表 6

受任者(資産管理責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続	
財務部長	機 構	下位規則・基準の改廃		—	
		実施棚卸・固定資産の実査及び管理台帳との差異の報告受け		—	
		重要な財産の貸付・借上【運用】		—	
		重要な財産の所属替【運用】		—	
		重要な財産の修繕(工事のみ<資産の増、資産の減も含む>)【維持保全、取得、処分】		様式により財務部長が委譲報告	
		重要な財産の台帳管理		様式により財務部長が委譲報告	
		重要な財産以外の固定資産の寄附受【取得】		様式により財務部長が委譲報告	
		重要な財産以外の贈与【処分】		様式により財務部長が委譲報告	
		登記、登録、保険【維持保全】		様式により財務部長が委譲報告	
		減損会計・減価償却等固定資産会計に関連して必要な作業の実施		—	
	本 部 国立オリンピック記念 青少年総合センター	重要な財産以外の固定資産及び少額備品の貸付・借上【運用】			—
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の所属替【運用】			
		重要な財産以外の固定資産の購入、交換受、(寄附除く)【取得】	調達が500万円超		
		修繕(物品等の修理のみ)【維持保全】	調達が500万円超		
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の売却、廃棄、交換出、資産の減、(贈与を除く)【処分】			
		重要な財産以外の少額備品の寄附受【取得】			
		減損会計・減価償却等固定資産会計に関連して必要な情報等の経理責任者への報告			—
		重要な財産の滅失、破損、盗難の報告			—
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の滅失、破損、盗難の報告			
		固定資産の実査及び管理台帳との差異の報告			

## 5. 資産管理業務の委任

別表 6

受任者(資産管理責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務部長	本 部	棚卸の評価に関連して必要な情報等の経理責任者への報告 ・棚卸報告書		—
		棚卸資産の本部資産管理責任者への報告事項		—
		棚卸資産の滅失、破損、盗難の報告		—
オリンピックセンター運営部長	国立オリンピック記念 青少年総合センター	棚卸の評価に関連して必要な情報等の経理責任者への報告 ・棚卸報告書		—
		棚卸資産の本部資産管理責任者への報告事項		—
各資産管理責任者	機 構	基準に基づく下位の規定		—
財務課長	本 部	重要な財産以外の固定資産の購入、交換受、(寄附除く)【取得】	調達が50万円超50 0万円以下	様式により資産管理責 任者が委譲・変更報告
施設管理課長		重要な財産以外の修繕(工事のみ(資産の増、資産の減も含む)、物 品等の修理)【維持保全】	調達が50万円超50 0万円以下	様式により資産管理責 任者が委譲・変更報告

5. 資産管理業務の委任

別表 6

受任者(資産管理責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
使用責任者 総務企画課長 使用責任者 広報課長 使用責任者 人事課長 使用責任者 財務課長 使用責任者 施設管理課長 使用責任者 企画課長 使用責任者 事業課長 使用責任者 国際・企画課長 使用責任者 助成課長 使用責任者 青少年教育研究センター副センター長 使用責任者 国民運動等推進室長補佐 使用責任者 経営企画調整室室長補佐	総務企画部・監査室 財務部 教育事業部 子どもゆめ基金部 青少年教育研究センター 国民運動等推進室 経営企画調整室	重要な財産以外の固定資産の購入、交換受、(寄附除く)【取得】	調達が50万円以下	様式により資産管理責任者が委譲・変更報告
		重要な財産以外の修繕(工事のみ)資産の増、資産の減も含む)、物品等の修理)【維持保全】	調達が50万円以下	
		実査の実施【維持保全】		
		棚卸資産の適正な使用の確保【運用】		
		会計規程第45条第3項に規定する棚卸資産の実地棚卸の実施【維持保全】		
		棚卸資産の台帳(受払使用簿)の管理【維持保全】		
		使用責任者 財務課長	本 部	
重要な財産及び重要な財産以外の固定資産及び少額備品の火災、盗難、滅失、破損等の事故防止に必要な措置を講ずること【維持保全】				
棚卸資産の適正な使用の確保【運用】				様式により資産管理責任者が委譲・変更報告
会計規程第45条第3項に規定する棚卸資産の実地棚卸の実施【維持保全】				
棚卸資産の台帳(受払使用簿)の管理【維持保全】				
重要な財産以外の固定資産及び少額備品の台帳管理【維持保全】				
財務部	重要な財産以外の固定資産の購入、交換受、(寄附除く)【取得】		調達が50万円以下	様式により資産管理責任者が委譲・変更報告
	重要な財産以外の修繕(工事のみ)資産の増、資産の減も含む)、物品等の修理)【維持保全】		調達が50万円以下	
	実査の実施【維持保全】			

5. 資産管理業務の委任

別表 6

受任者(資産管理責任者)	業務所掌範囲	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
使用責任者 財務課長  使用責任者 各地方施設次長	国立オリンピック記念 青少年総合センター  各地方施設	重要な財産及び重要な財産以外の固定資産及び少額備品の適正な使用の確保【運用】		様式により資産管理責任者が委譲・変更報告
		重要な財産及び重要な財産以外の固定資産及び少額備品の火災、盗難、滅失、破損等の事故防止に必要な措置を講ずること【維持保全】		
		重要な財産以外の固定資産の購入、交換受、(寄附除く)【取得】	調達が50万円以下	様式により資産管理責任者が委譲・変更報告
		重要な財産以外の修繕(工事のみく資産の増、資産の減も含む)、物品等の修理)【維持保全】	調達が50万円以下	
		実査の実施【維持保全】		
		重要な財産以外の固定資産及び少額備品の台帳管理【維持保全】		様式により資産管理責任者が委譲・変更報告
		棚卸資産の適正な使用の確保【運用】		
		会計規程第45条第3項に規定にする棚卸資産の実地棚卸の実施【維持保全】		
		棚卸資産の台帳(受払管理簿)の管理【維持保全】		
使用責任者 総務企画課 総務係長 使用責任者 財務課調達管理室 調達係長 使用責任者 国立オリンピック記念青少年総合センター業務課総務係長 使用責任者 青少年教育研究センター総務係長 使用責任者 各地方施設総務担当係長	総務企画部  財務部  国立オリンピック記念青少年総合センター  青少年教育研究センター  各地方施設	棚卸資産の台帳(受払使用簿)の管理【維持保全】		—

(A)取得:購入、寄付受、交換受、修繕による増(資産の増)

(B)処分:売却、贈与、廃棄、交換出、資産の減

(C)運用:使用、貸付、借上、所属替

(D)維持保全:修繕(①工事(費用) ②修理)、実査、滅失・破損・盗難の報告、登記・登録・保険、実地棚卸

## 6. 決算業務の委任

別表 7

受任者(経理責任者)	事務の範囲	価額	委譲・変更手続
財務部長	下位規則・基準の改廃		—
	勘定明細書の作成		
	会計規程第47条に規定する月次決算書の作成		
	決算整理仕訳		
	会計規程第48条に規定する年度末決算書(財務諸表等)の作成		
	税務申告書の作成		
財務課長	会計処理(決算整理仕訳を除く)		様式により経理責任者が委譲・変更報告

独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 殿

報告日 年 月 日

報告者 (会計規程による受任者等) 責任者

職氏名 国立〇〇青少年△△の家  
◎◎長 × × × ×

独立行政法人国立青少年教育振興機構財務会計業務の委任に関する規程第〇条第〇項により、  
△△△の委任について下記のとおり定めましたので報告いたします。

記

権限事項	内 容	受任者	備 考

独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 殿

指定日 年 月 日

指定者 (会計規程による受任者等)    責任者

職氏名 国立〇〇青少年△△の家  
 ◎◎長 × × × ×

独立行政法人国立青少年教育振興機構財務会計業務の委任に関する規程第〇条第〇項により、  
 下記のとおり個別に指定し委任します。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程・会計事務取扱規則第〇条第〇項による委任)

記

権限事項	内 容	受任者	指定期間	案 件